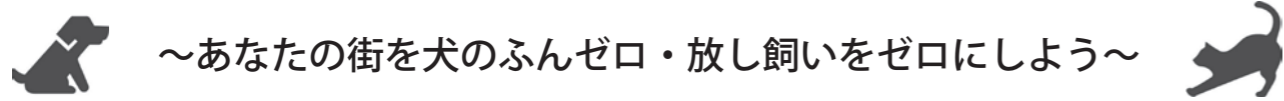


# 10月は飼い主マナー向上推進月間です!



県では、10月を「飼い主マナー向上推進月間」と定めております。町内のペットの相談が増加しておりますので、家族の一員として、ご近所にも愛されるようなペットになれるように、飼い主の皆さまもペットの飼い方について改めて考えてみてください。

## ～犬を飼う時のマナー～

- ・「鑑札」、「注射済票」の装着は義務です。必ず装着しましょう。
- ・狂犬病予防注射の接種は義務です。年1回注射をしましょう。
- ・吠え声が、他人の迷惑にならないように注意しましょう。
- ・放し飼いは止めましょう。
- ・ふん尿の始末は、必ず行いましょう。



## ～猫を飼うときのマナー～

- ・飼い猫は室内で飼いましょう。
- ・避妊・去勢をきちんとしましょう。
- 猫は1年に2度以上、3～5匹程度出産します。
- ・首輪に迷子札を着けて所有者の明示をしましょう。



問い合わせ先 役場環境対策課 ☎68-2211 (内線253)

## 避難行動要支援者名簿登録制度のご案内

町では、災害時に自力で避難することが困難な方を対象に、ご本人などの申請により避難行動要支援者名簿を作成し、支援活動が円滑に行えるように関係機関(民生委員・消防署・警察署・社会福祉協議会・自治会などの行政区)と情報を共有しています。

### 登録対象者

- (1) 65歳以上の一人暮らし高齢者の方
- (2) 介護保険の認定(要介護3～5)を受けている方
- (3) 身体障害者手帳(1級、2級)を持っている方
- (4) 療育手帳を持っている方
- (5) 精神保健福祉手帳を持っている方
- (6) その他、支援を必要とする方

### 【登録方法】

避難行動要支援者登録名簿申請書を役場福祉課または、各地区の民生委員を通じて申請してください。

### 【登録内容】

- 避難行動要支援者名簿には、次にあげる内容を登録します。
- 氏名、●住所、●生年月日、●性別、
  - 電話番号、●緊急連絡先、●身体状況など、
  - 避難を支援して下さる方(避難支援者)の情報、

### 【名簿登録者の抹消について】

避難行動要支援者への登録者が次のいずれかに該当する場合は、登録抹消申請書を役場福祉課に提出してください。

- 登録者が死亡したとき
- 登録者が町外に転出したとき
- 登録者が削除を希望したとき



問い合わせ先 役場福祉課 社会福祉係 ☎68-2211 (内線335)

## 消費生活相談だより

住宅修理トラブルにご注意

毎年、自然災害がおきると、それに便乗した悪質商法の相談が増えます。突然の電話で、「自然災害で壊れた箇所はないか。」と訪ねられたので、「台風で屋根が傷んだ。」と答えたら、「火災保険を使えば無料で修理できる。調査も無料だし、保険の申請も手伝う。」と言われた。

保険金で無料で修理できるのならと思って調査に来てもらい、工事の契約もした。しかし、工事の日にも何度か変更されて信用できない気がしたし、工事の見積もり金額も高額だった。結局、保険金では足りそうになく、かなり自費で支払うことになると思った。

話しが違うと思ったので、近くの業者やホームセンターで見積もりを頼んでみたところ、もっと安く修理できることがわかった。

訪問販売の業者とは工事契約をしてしまったが、解約したいと連絡したところ、工事費の半分もの解約金を請求された。まだ工事はしていないが支払わないとならないだろうか。

### 対策その①

自分で保険会社に連絡し、支払い対象か確認をする!

自然災害で住宅が損害を受けた場合、まずは自分で損害保険会社に連絡して調査に来てもらい、保険金の支払い対象になるのか、またいくら支払われるのかなどを確認してみましょう。



### 対策その②

見積もりは、必ず複数の業者へ依頼する!

一つの業者では高い・安いの判断ができないため、工事の見積もりは必ず何か所かに依頼して相見積もりをとってみましょう。

参考：(独)国民生活センター、消費者庁、(公社)住宅リフォーム・紛争処理支援センターのホームページ

おかしいと思われたらご相談ください!

- 相談窓口** ①役場経済課 消費生活相談窓口 毎週水曜日 午前10時～午後5時(正午～午後1時の時間を除く)  
☎68-2211 (内線326) 消費生活相談員が、匿名でもお電話でもご相談をお受けします。
- 問い合わせ先** ②水曜日以外の平日と日曜日は、茨城県消費生活センターへ 午前9時～午後5時(日曜日は電話のみ)  
☎029-225-6445
- ③土曜日は、188(いややの消費者ホットラインで国民生活センターへ)  
なお、近隣市町村へのご相談はご遠慮ください。

## 商工会だより

### 創業支援セミナー開催のお知らせ

先月号でお伝えしたとおり、商工会では起業を考えている方のために創業支援セミナーを開催します。

新たに事業を始めたい方にとって、何を準備すればいいのか?どんな手続が必要なのか?どこに聞けばいいのか?など、悩みや疑問・不安は尽きません。

今回のセミナーでは、本格的な創業計画をつくるための準備として、創業の基礎について3回にわたりテーマを絞って研修します。創業予定の方、創業間もない方、創業に興味のある方などはぜひご参加ください。

### 共通事項

場所：利根町商工会館 2階研修室  
定員：10名(先着順)  
申し込み期限：10月9日(火)までに  
商工会までお申し込み  
ください。



### 【日程・内容】

日程	時間	テーマ	講師
第1回	10月16日(火)	午後7時～9時	創業の心がまえ
第2回	10月24日(水)		開業のための資金計画
第3回	11月6日(火)		税務・経理の知識
			中小企業診断士 金融機関等 税理士

問い合わせ先 利根町商工会 ☎68-7417